

災害時における携帯電話基地局の船上開設に向けた調査検討会 開催要綱(案)

第1条 目的

災害時にも容易に船舶に設置可能な携帯電話基地局の条件を検討し、実地試験を行うことにより、船舶から携帯電話サービスを早期に復旧するための具体的な方法の調査検討を行うことを目的とする。

第2条 名称

本会の名称は、「災害時における携帯電話基地局の船上開設に向けた調査検討会」（以下、「調査検討会」という。）とする。

第3条 主な調査検討項目

- (1) 携帯電話サービスの災害時対策の現状
- (2) 海上伝搬による携帯無線通信への影響
- (3) 船舶上での近接局相互間の影響
- (4) 船舶上から携帯電話サービスを提供するための条件
- (5) その他、目的達成に必要な事項

第4条 構成・運営

- (1) 調査検討会は中国総合通信局長の委嘱を受けた委員により構成する。
- (2) 調査検討会に座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、調査検討会構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。
- (4) 座長は、調査検討会を招集し、主宰する。
- (5) 座長代理は座長を補佐し、座長が不在のときは、座長に代わって調査検討会を招集し、主宰する。
- (6) 調査検討会は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- (7) 調査検討会に作業部会を設置することができる。
- (8) 調査検討会は原則公開とする。ただし、調査検討会の開催に際し、当事者又は第三者の権利・利益、公共の利益を害するおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。
- (9) その他、調査検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

第5条 報告

座長は、調査検討の結果を中国総合通信局長に報告する。

第6条 開催期間

調査検討会は、平成24年6月から平成25年3月までを目途に開催するものとする。

第7条 事務局

調査検討会の事務局は、総務省中国総合通信局無線通信部企画調整課及び電気興業株式会社が行う。